

## 明治時期における西洋「nationality」の受容

李 冬松

### The Reception of the Western Concept of “Nationality” during the Meiji Period of Japan

Dongsong LI

#### 摘要

“nationality”は近代西方民族国家建构の核心理論概念、汉语借用日译词“国民性”或“民族性”来表示。它的语义内涵体现在民族国家的历史、文化、风俗、语言层面的同一性以及民族国家对共同政治组织和独立政治意志的追求。日本在明治时期创建近代民族国家过程中吸收了这个概念，并被众多学者及思想家做了深刻解读和多样性翻译，对日本近代民族国家的成功构建产生了深远的影响。

【キーワード】 明治；ナショナリティー；民族；国民国家；受容

#### 0. はじめに

「nationality」と言う概念は西洋近代において生まれたのである。語源から言えば、「nation」と言う名詞に語尾「al」がつき、形容詞「national」が新出し、また「national」に語尾「ity」がつき、名詞「nationality」が出てきたわ

けである。「nation」は元々ラテン語の「Nasci」で、生育或いは種族という意味であり、種族或いは人種学を研究する際に使われた言葉であるが、17世紀に入ってから、法学者と著作者の多用で、又民族主義の影響を受けて、漸次的に政治的な意味に使われるようになった。つまり、「nation」と自称する者は独立国家（state）を主張して、激しい排他性を帯びてきた。近代数多くの所謂国民国家（nation state）はこの「nation」と言う概念の変化に伴い、誕生したのである。

ところが、「nationality」とは一体どういう意味なのか、また「nation」とどういう関係があるのか。意味の中身からいえば、「nationality」は従来「国民性」或いは「民族性」に当てられ、非常に抽象的な概念で、実質的な存在がない。国民性の特徴は根本的には心理的で、または精神的なものであるが、われわれは各民族の活動、風俗から間接的に観察することができる。民族の成立は心理或いは精神的な要素が不可欠だが、あくまでも実在の人類共同体の元に発生したのである。したがって、此の民族と言う共同体は多くの場合に同じ種族、同じ居住地、又同じ言語、類似の歴史、伝統及び共同の利害、共同の政治組織、共同の政治統一という思想がある<sup>1)</sup>。また、民族の構成面から言えば、民族構成の重要な基礎は民族性である。民族性は民族を構成する精神的な条件或いは客観的な条件である。逆に民族性の重要な基礎も民族であり、民族と民族性が互いに基礎になっている。つまり、一定の民族が存在した上、その民族に関する特徴が現れてきたわけである。かつて、イギリスのアクトン卿の研究によれば、民族性が二段階にわたって存在しているということである。民族は第一の段階において、社会的な事実に過ぎず、つまり、思想、感情、風俗・慣習、言語などの面に現れた同一性である。そして、この同一性は政治的な表現ではなく、せいぜい政治的な範囲に他者と区別する力を強化するものに過ぎない。しかし、これらの共同成分だけでは、成熟した健全な民族或いは民族性になれない。健全で成熟した民族或い

<sup>1)</sup> 庄沢宣、陳学恂：《民族性与教育》，商務印書館，1938年，第3頁。

は民族性になるのは第二の段階を避けて成立できない。民族は第二の段階において、政治的な事実と社会的な事実を兼ねなければならない。つまり、民族は共同組織で共同の権威を求め、共同的且つ独立した意志を表すものである。世界上の民族は様々で、ある民族がただ第一段階の成分を帯びているだけであり、ある民族が第二段階の内容を兼ね備えていることがある。前者は民族だと言えるが、独立した民族とは言えず、民族を本位にされた民族国家まで言うことがない。もし、一国の中に幾つかの民族が内包され、それぞれの民族の第一段階における民族性が激し過ぎれば、その国はたいてい常に不安定な状態に陥っている<sup>2)</sup>。

19世紀に西洋で民族主義の理論として、よく議論されたこの「nationality」と言う概念は西学東漸の波に乗って、早くも日本に伝わってきた。幕末で日本史上初めて編集された完全な意味の英和辞書『英和对訳袖珍辞書』にこの「nationality」は既に登場し、「民性、民情、民生」<sup>3)</sup>という訳語がついている。そして、その後、西洋と同じように日本でもよく議論され、「国体」、「国風」、「国粹」、「国質」、「国種」、「国性」、「国民性」、「民族性」、「ナショナリチー」など20ぐらいの訳語が出てきた<sup>4)</sup>。西洋から日本に受容された近代概念として、これほど多い訳語のある言葉はこれしかないだろう。拙稿は思想の変化が激しい明治に焦点を絞って、欧化主義、国粹主義、国民主義、日本主義の代表的な人物の論説を通して、この「nationality」が日本に受容された様相を明らかにしたい。

## 1. 欧化主義者の受容

幕末に西洋圧力の高まりに伴い、日本知識人の西洋に対する関心が蘭学から英学に転向してきた。前述の『英和对訳袖珍辞書』はこの変化を背景に編

<sup>2)</sup> Acton, Lord: *History of Freedom (Essay on "Nationality")*. 参見羅家倫：民族与民族性，《新政月刊》創刊号，1933年5月。

<sup>3)</sup> 堀達之助等：『英和对訳袖珍辞書』[増補]，開成所，1866年，第526頁。

<sup>4)</sup> 李冬松：日本明治時期“国民性”概念的訳出，《中外論壇》，2015（3）。

集されたものである。同辞書により早くも英語の「nationality」を日本語の「民性、民情、民生」に対訳したが、この概念を深く理解したのは早期洋学者の明六社同人だと考えられる。

西周は文久2年（1862年）には幕命で津田真道、榎本武揚らとともにオランダに留学し、フィセリングに法学を、またカント哲学・経済学・国際法などを学んだ。その「国民気風論」に「余嘗て歐洲の史を讀むに其中屢々亞細亞アジアチツク風の奢侈ロキシフリー又亞細亞風の專擅デスポチック等の語ある」<sup>5)</sup> と言う内容があり、当時の西洋の国民性世論に触れた。そして、西周は国民を「ナショナル」即ち「national」に当て、気風を「ケレクトル」即ち「character」に当てた<sup>6)</sup>。つまり、西周の言う「国民気風」は正に西洋語の「national character」であり、近代以来、西方民族国家においてよく議論されたキーワードである。また、19世紀において、この「national character」は「nationality」と言う言葉を解釈するとき、よく使われ、当時の辞書にこの二語が互いに解釈されるケースもある。しかし、この二つの言葉も豊富な意味があり、西周は自由主義・啓蒙主義の視点からその一部分を理解していた。彼は「我が日本國に至ては神武創業以來皇統連綿茲に二千五百三十五年君上を奉戴して自ら奴隸視するは之を支那に比するに尤甚し況や中世以來天下武臣の手に落ち封建の制に變じて茲に殆ど七百年以來天下擧て兵卒政治となり家來に家來あり奴隸に奴隸あり武士横行して三民は切捨に罹り天下の政令は則ち軍中隊伍の法令たり民の氣魄焉卑屈ならざるを得むや」<sup>7)</sup> と言い、近代西方啓蒙学者と同調して、日本を含め、東方政治の独裁を批判し、民衆の奴隸根性を指摘した。そして、西周は福沢諭吉の「所謂無氣無力の人民なり」と言う判断を認め、当時の国民気風を民選議院の成立に最大の障碍と看做していた。

中村正直は慶応2（1866）年に江戸幕府留學生の取締役として英國に留学

<sup>5)</sup> 西周：「国民気風論」、『明六雑誌』32号、明治8年（1875）3月。

<sup>6)</sup> 西周：前掲。

<sup>7)</sup> 西周：前掲。

し、帰国後、S. スマイルズの『西国立志編』（1871）、J.S. ミルの『自由之理』（1872）を訳出し、明治初期の啓蒙に大きく貢献した。原著に「national character」が何箇所に使われたが、中村はその「national character」が入る段落を略して訳さなかったり、曖昧に訳したりした。例えば、原著にイギリスの陶芸家、事業家ジョサイア・ウェッジウッドを称え、「contribute in a great degree to form the national character.」<sup>8)</sup> という所に、中村訳書が完全に触れなかった<sup>9)</sup>。もしかしたら、中村は此の言葉の複雑な意味合いを既に意識して、敢えて訳さなかったのかもしれない。又、中村の誤訳については、金谷俊一郎の指摘が在る<sup>10)</sup>。

中村は原著にある「The Home is the crystal of society – the nucleus of national character」<sup>11)</sup> という文を曖昧に「蓋シ家ハ邦國ノ核仁ナリ」<sup>12)</sup> と訳した。つまり、原著にある「national character」が中村訳書の「邦國ノ体格」に当たるか、「邦國」に当たるかは曖昧である。特に「邦國ノ体格」と言う訳語は同書にある「It is the repetition of little acts which constitute not only the sum of human character, but which determine the character of nations.」<sup>13)</sup> という文の似た表現「character of nations」を訳した時も使われた。この文を中村は「小々ノ事ヲ反復シテ行フモノ、合湊シテ各人ノ行状トナリ、各人ノ行状合湊シテ邦國ノ体格トナルコトナリ」<sup>14)</sup> と訳した。原文を見て、「national character」を「邦國ノ体格」に訳してもいいはずだが、中村がどうして「the nucleus of national character」を「邦國ノ核」に訳したのかは深く考えるに値する。

「nationality」と言う言葉は原書に複数の形即ち「nationalities」と言う形で

<sup>8)</sup> Smiles S: *SELF-HELP*, LONDON: JOHN MURRAY, ALBEMARLE STREET, W.1905, p.104.

<sup>9)</sup> 斯邁爾斯著、中村正直訳：『西国立志編』、木平愛二等、1876年、第162 - 166頁。

<sup>10)</sup> 斯邁爾斯著、中村正直訳、金谷俊一郎現代語訳：『西国立志編』、P H P 研究所、2013年、第5頁。

<sup>11)</sup> Smiles S, 前掲、p.424.

<sup>12)</sup> 斯邁爾斯著、中村正直訳、前掲、第643 - 644頁。

<sup>13)</sup> Smiles S, 前掲、p.318.

<sup>14)</sup> 斯邁爾斯著、中村正直訳、前掲、第450頁。

2回使われた。一回目は「Old fallacies as to human progress are constantly turning up. Some call for Caesars, others for Nationalities, and others for Acts of Parliament.」<sup>15)</sup> と言うところであり、もう一回は「The power of Nationalities and Acts of Parliament is also a prevalent superstition.」<sup>16)</sup> と言うところである。一回目の用例に対して、中村は「人世ヲ治ムル道ヲ論ズルニ、古ヨリ謬説互ニ轉ジテ主トナリ、週シテ復始マルコトナリ、或はシーザルスヲ主トシ、或は人民ヲ主トシ、或は英国君民協議シテ定ムルトコロノ律例ヲ宗トセリ」<sup>17)</sup> と訳し、二回目の用例に対して、中村は「国政ヲ論ズルモノ、或は人民ヲ主トシ、或は君民協議ノ法ヲ主トス、然ドモ自立ノ根源ヲ論ゼザレバ、皆真成ノ治道トイフベカラズ」<sup>18)</sup> と訳した。要するに、「nationality」について中村の訳語はいずれも曖昧で分かりにくいものである。外来言語、特に外来概念への熟知は極めて時間がかかる。中村も近代西洋の新概念を日本語に訳すのに繰り返して推敲したろう。実は明治後期に至って、中村の上述の曖昧な訳語はすべて明治人が愛用した言葉で訳すようになった。畔上賢造の同書訳本に中村が訳さなかったジョサイア・ウェッジウッドについてのその「national character」を「国民的品性」<sup>19)</sup> と訳された。そして、同訳書に前述の「nationality」が入る前文は「人間進歩の據る所如何については古より種々の謬説行はれたり。或は帝王に據るとなすものあり、或は愛国性によるとなすものあり、或は議会の法案によるとなすものあり。」<sup>20)</sup> と訳し、後文は「愛国性の力に據り、議会の法案に據らんとするも是れ亦流行の迷信なり。」<sup>21)</sup> と訳した。また、1912年に出版された山縣悌三郎の同書訳本に対照してみると、前述の「national character」を山縣も「国民的品性」<sup>22)</sup> に訳し

<sup>15)</sup> Smiles S, 前掲, p.4.

<sup>16)</sup> Smiles S, 前掲, p.5.

<sup>17)</sup> ス邁爾斯著, 中村正直訳, 前掲, 第10頁。

<sup>18)</sup> ス邁爾斯著, 中村正直訳, 前掲, 第12頁。

<sup>19)</sup> スマイルス著, 畔上賢造訳: 『自助論』, 内外出版協会, 1906年, 第140 - 141頁。

<sup>20)</sup> スマイルス著, 畔上賢造訳, 前掲, 第5頁。

<sup>21)</sup> スマイルス著, 畔上賢造訳, 前掲, 第6頁。

<sup>22)</sup> スマイルス著, 山縣悌三郎譯述: 『自助論』, 内外出版協会, 1912年, 第177 - 178頁。

たが、前述二つの用例の「nationality」をすべて「国民性」<sup>23)</sup>に訳した。

加藤弘之は蕃書調所教授手伝となった1860（万延元）年に、ドイツ皇帝から贈呈された電信機械の伝習を命じられたことを機縁に、またかねがねドイツは欧州学術の最も盛んな国だと考えていたこともあり、ドイツ語を学び始めた<sup>24)</sup>。1872-1873年の間にハイデルベルク大学教授ブルンチュリの国家学を『国法汎論』として訳出し、ドイツの国家制度を初めて日本に紹介することになる。加藤が訳したブルンチュリの原著第三版（*Allgemeines Staatsrecht, geschichtlich begründet*, 1863）の第三章の第三款と第四款のテーマがそれぞれ「Nationale Rechte」<sup>25)</sup>、「Volksthümlichkeit der Verfassung」<sup>26)</sup>である。しかし、1852年の第一版に上述のテーマが1863年版と違い、例えば、第四款のテーマが「Das Princip der nationalität」<sup>27)</sup>であった。また、1857年の第二版に「Das princip der Volksthümlichkeit nationale und der Nationalität」<sup>28)</sup>に変わった。そして、1875年版になると、また「Die nationale Staatenbildung und das Nationalitätsprincip」<sup>29)</sup>になった。更に1892年の英語版が1875年版をもとに訳されたもので、上述の二つのテーマはそれぞれ「The Rights of Nationalities」<sup>30)</sup>、「Nationality as a Principle in the Formation of States」<sup>31)</sup>になった。ブルンチュリの国家学はバージョン年次によって、各章節のテーマにおける多少の違いがあるが、概念そのものは同じなのである。つまり、ドイツ

<sup>23)</sup> スマイルス著、山縣悌三郎譯述、前掲、第7-8頁。

<sup>24)</sup> 田中浩：「福沢諭吉と加藤弘之：西洋思想の受容と国民国家構想の二類型」、『一橋論叢』、100（2）、1988年、第287頁。

<sup>25)</sup> Johann Caspar Bluntschli: *Allgemeines staatsrecht geschichtlich begründet*, Cotta'schen Buchhandlung, 1863, p.84.

<sup>26)</sup> Johann Caspar Bluntschli, 前掲, p.89.

<sup>27)</sup> Johann Caspar Bluntschli: *Allgemeines staatsrecht geschichtlich begründet*, Verlag der literarisch-artistischen Anstalt, 1852, p.42.

<sup>28)</sup> Johann Caspar Bluntschli: *Allgemeines staatsrecht geschichtlich begründet*, Literarisch-Artistische Anstalt, 1857, p.73.

<sup>29)</sup> J. C. BLUNTSCHLI: *LEHRE VOM MODERNEN STAT*. BEARBEITET VON , STUTTGART. Verlag der J. G. Cotta'schen Buchhandlung. 1875, p.122.

<sup>30)</sup> J.K. Bluntschli: *The theory of state*, The Clarendon press in Oxford, 1892, p.93.

<sup>31)</sup> J.K. Bluntschli, 前掲, p.97.

語の「Volksthümlichkeit」、「Nationalität」は英語の「nationality」と同じ意味である。当時の英独辞書にドイツ語の「Volksthümlichkeit」と英語の「nationality」が互いに解釈されていた<sup>32)</sup>。そして、『独英和三対字彙大全』にも、英語の「nationality」が「national character」と同義語とされ、日本語の「国民の性質、国風」に対訳され、ドイツ語の「Nationalität」が英語の「nationality」に解釈され、また日本語の「国民固有の精神、民性、国風」に対訳されている<sup>33)</sup>。ドイツ語の「Volksthümlichkeit」も英語の「nationality」に解釈され、日本語の「民性、国風、民風」に対訳されている<sup>34)</sup>。

ブルンチュリは原著において、ドイツ語の「Nation」と「Volk」を厳格に区別して、前者を英語の「people」に当て、後者を英語の「nation」に当てた<sup>35)</sup>。概念そのものの複雑で及び難解で、加藤は『國法汎論』の中で原著の「Nation」と「Volk」をそれぞれ「民種」と「国民」に訳し、民種と国民の区別について、「民種は蓋し許多民衆か相共に同一趣の開化を得るに因て生す○但し国民は許多民衆か相共に一個の國家を為すに由て生す○民種は國家の成立に由て始めて國民となるなり○即國家社會の成立に由て始めて國民の合同生するなり。」<sup>36)</sup>と訳した。

つまり、国民は共に久しく同居することによって、一種の合同物となり、性情風俗を生かしてくる。そして、この性情風俗は一人ひとりの性情風俗と全く違い、殊に国民多数の結合によって漸く生するものである。一つの民種は更に進んで一つの国民になれるが、民種と国民は必ずしも一致するとは限らない。民種は言語の同一によって合同を為すが故に全く自然の生成物であるが、国民は全く國家の力に頼って初めて一体になる。

<sup>32)</sup> Johann Gottfried Flügel: *A Complete Dictionary of the English and German and German and English Languages*, A.G. Liebeskind, 1830.

<sup>33)</sup> 高良二、寺田勇吉訳：『独英和三対字彙大全』，共同館，1886年，第914頁。

<sup>34)</sup> 高良二、寺田勇吉訳，前掲，第1541頁。

<sup>35)</sup> Johann Caspar Bluntschli, 前掲，pp.81-82.

<sup>36)</sup> Bluntschli, Johann Kasper 著：加藤弘之譯，『國法汎論』（卷之一～卷之四），文部省，1872年，第16頁。



加藤はまた、上述の「Nationale Rechte」を「民種ノ権利」<sup>37)</sup>に訳した。「Volksthümlichkeit der Verfassung」を「國憲必ス國民ノ本性ニ適セサル可ラサルノ理」<sup>38)</sup>に訳し、國憲と國民の本性の関係について、詳しく分析した。つまり、國民になれる民族はまた必ず國家に適する一種の國民性を備え、國家を成すべき特殊の任務を負う者である。そして、この民族は遂に國家を成して、その國民性を自然に國家に移し、國家の國民性が生まれて初めて、自己の任務を遂げたとと言える。従って、各國民が必ず自己の國民性に適應する國憲を得るべきで、當然なる権利がそれによって生ずるのである。そして、各國民が互いにその國民性を異にするのは各民族の本性がもともと互いに異なるためである。また各國政治の体裁が互いに相異なるのは自然の各民族に賦与した性情が互いに異なるわけである。しかも、國民性は國家に終始同一の反照を為すものではない。國民はその開明進歩において、必ず幾つかの時期を経るが故にたとえ其の國民性は終始同一であっても、その需要と思想の漸く変遷するに随って、共に變化せざるを得ない。凡そ國民性を重視する國はよく其の國民を誘導して、開明進歩を得させ、そして其の開明進歩の度合いに応じて、常に其の法制を改革することを緊要とする。しかし、國民はそれによって全く其の國民性を激變して他國民のようになることもある<sup>39)</sup>。

福沢諭吉は維新前に洋学や新思想の受容が最も進んでいた長崎、大阪、江戸に足を踏み入れ、特に三回の海外渡航と相まって、彼の思想形成に決定的な影響を与えたに違いない。其の『文明論之概略』に「故に國体とは、一種族の人民相集て憂樂を共にし、他國人に対して自他の別を作り、自から互に視ること他國人を視るよりも厚くし、自から互に力を尽すこと他國人の為にするよりも勉め、一政府の下に居て自から支配し他の政府の制御を受るを好まず、禍福共に自から担当して獨立する者を云ふなり。西洋の語に「ナショナルリチ」と名るもの是なり。」<sup>40)</sup>という段落がある。福沢の言う西洋の語の

<sup>37)</sup> Bluntschli, Johann Kasper 著、加藤弘之譯、前掲、第19頁。

<sup>38)</sup> Bluntschli, Johann Kasper 著、加藤弘之譯、前掲、第31頁。

<sup>39)</sup> Bluntschli, Johann Kasper 著、加藤弘之譯、前掲、第33-34頁。

「ナショナルリチ」とは正に英語の「nationality」である。福沢はそれを「国体」に訳して、音訳の「ナショナルリチ」も造り出した。実は、福沢のこの「国体」に関する認識はジョン・スチュワード・ミルの『議会代表制論』にある「ナショナルリティ」(nationality)に関する説明をほとんどそのまま日本語に訳したのである<sup>41)</sup>。

ミルの『議会代表制論』は1861年に初版を刊行され、1878年に永峰秀樹の訳本が『代議政体』に題され出版されたが、1887年に又上田充の訳本が『綱目代議政体』に名づけられ出版され、そして、1890年に前橋孝義の訳本が『代議政体』に題され出版されてきた。福沢の上述の「国体」に関する内容はミルの著作の第十六章<sup>42)</sup>にあり、永峰秀樹等がその中の「NATIONALITY」をそれぞれ「国風」<sup>43)</sup>、「国体」<sup>44)</sup>、「ナショナルリチー」<sup>45)</sup>に訳した。

ミルのナショナルリティーの特徴は前述のプルンチュリの説と一致して、また当代イギリスの政治学者のデイヴィッド・ミラーが挙げたナショナルリティーの五つの特徴とほぼ同じで<sup>46)</sup>、様々な共有された信念に拠る結合であって、しかも過去から引き継ぎ、将来の根拠になり、制度になり、習慣を形作るものとしていることに求められる。ミルが特に強調したように、ナショナルリティーの結合原理で最も力強いのは政治的沿革の同一性である。ナショナルリティーは回想の共同体であり、つまり民族の過去の共通の出来事と結びついた集団的な誇りや屈辱、更に喜びと悔恨を持つことである。これらの誇りや屈辱こそ、祖国の精神的ないし道徳的絆をもたらしたのである。福

<sup>40)</sup> 福沢諭吉著：『文明論之概略』（6巻・巻之1）、著者蔵版、1875年、第40頁。

<sup>41)</sup> 酒井直樹：『ナショナルリティの脱構築』、柏書房、1996年、第12頁。

<sup>42)</sup> John Stuart Mill: *Considerations on Representative Government*, Harper, 1867, pp.308-309.

<sup>43)</sup> 弥見著、永峰秀樹譯：『代議政体』（巻之4）、奎章閣、1875年。

<sup>44)</sup> ジョン・スチュワード・ミル著、上田充譯：『綱目代議政体』（上冊第1-8巻）、岡島宝玉堂、1887年。

<sup>45)</sup> 弥見著、前橋孝義譯：『代議政体』、開新堂書店、1890年、第469頁。

<sup>46)</sup> Miller, David: *On nationality*, Oxford University Press Inc., New York, 1995.pp.22-25.

沢はミルから学び取ったのは正に民族歴史に由来する回想、即ち「懐古の情」が「国体」の最大要素であり、近代国民国家に不可欠な国民帰属意識である。福沢は「結局、国体の存亡はその国人の政権を失ふと失はざるとにあるものなり」<sup>47)</sup>と、ミルの論説を明確に援用して断定したのである。

## 2. 国粹主義者の受容

明治維新に始まったあまりに極端な西欧文化の流入による近代化に警笛を鳴らして明治政府の政策を欧化主義として非難したものは志賀重昂をはじめ、政教社の同人である。彼等は国中の欧化風潮を憂い、近い将来日本の民族的な自覚や文化的独自性も失われてしまう事態に立ち至るのではないかとの深い危機感にさらされている。それで、欧化主義と対抗して「国粹主義」を掲げ、日本人の本来の文化や歴史、その長所を尊ぶことを強く主張していた。この「国粹」と言う言葉は志賀の『南洋時事』に「真個ニ国粹ノ發達ハ民族独立ノ觀念ガ發達ト兩々相并スルノ證左トナスニ足レリ。」<sup>48)</sup>と言う文脈に現れてきたが、後『日本人』第二号（明治二十一年四月十八日）に掲載した「『日本人』が懐抱する処の旨義を告白す」に「nationality」の訳語として用いられ、それによって、国粹は志賀の造語だと言われている<sup>49)</sup>。同じ政教社の杉浦重剛はまた「国種」と訳して、「国種を組成する所の分子は地理、歴史、言語、文章、習慣等」<sup>50)</sup>と述べた。一体、「国粹」或いは「国粹主義（旨義）」とはなにかを志賀が次のように定義している。

蓋し這般の所謂国粹なるものハ、日本国土に存在する万般なる圏外物の感化と、化学的反應とに適應順從し、以て胚胎し生産し成長し發達したるものにして、且つや大和民族の間に千古万古より遺伝し來り化醇し來り、

<sup>47)</sup> 福沢諭吉：『福沢諭吉全集』（第4巻）、岩波書店、1969年、第28頁。

<sup>48)</sup> 志賀重昂：『志賀重昂全集』（第3巻）、志賀重昂全集刊行会、1927年、第46頁。

<sup>49)</sup> 荻原隆：「政教社の国粹主義」（上）、『名古屋学院大学論集』（人文・自然科学篇）、第48巻 第2号（2012年1月）、第11頁。

<sup>50)</sup> 杉浦重剛：『杉浦重剛全集』（第1巻）、杉浦重剛全集刊行会、1983年、第238-239頁。

終に当代に到るまで保存しけるものにしあれば、是れが發育成長を愈よ促進奨励し、以て大和民族が現在未來の間に進化改良するの標準となし基本となすハ、正しく是れ生物学の大源則に順適するものなり。<sup>51)</sup>

つまり、独自の風土人情の中で古来保有し続けた日本人の特質、特に美しい自然環境に恵まれた美意識が「国粹」、即ち「nationality」であり、日本を取り巻く地理環境或いは歴史文化などを通して日本民族の中に血肉化された国民性を指している。そして、この国粹を未來に向かって継承し、發展していかなければならないと主張している。これと対照的に、「日本国裡の理想的事大党」にも志賀が「国粹」を大和民族の伝統的美意識として、次のように書いている。

国粹とハ大和民族が固有特立の精神と、其最長所たる美術的の觀念を唱導するものなり、吁嗟此の国名、此の国家、此の国粹を衛護し之を保存するは、豈に夫れ予輩大和民族が至大至剛なる本分に非ずして何ぞや。<sup>52)</sup>

皇室制度を含め、風土と民族の生活、とくに美意識が国粹の内容をなしていたのは志賀の考えである。「想ふに日本の皇室は日本国粹の最重最大なるものなり」<sup>53)</sup>と断定した。すなわち、万世一系の天皇をいただく日本の国家体制を支持してその優越性と長久性を強調する国体論が主となって、国家に固有の文化・伝統を礼賛して愛国心や愛郷心で意識の発揚をはかり、文化保守主義思想の発露である。日本独自の文化伝統と国民性に根ざして西洋文化を受け入れることを強く主張していた。

志賀等の「国粹保存主義」は日本の国民性についての自覚であり、またその自己主張の表現でもあるが、民族の独善的な自己主張に陥ることなく、むしろ世界に向かって開かれた健康な国家思想の性格を帯びている。志賀は、「予輩は国粹を以て進退去就の標準となせども、力めて宇内の大勢に牴牾せ

<sup>51)</sup> 志賀重昂：「『日本人』が懷抱する処の旨義を告白す」、『日本人』第二号（明治21年4月18日）。

<sup>52)</sup> 志賀重昂：「日本国裡の理想的事大党」、『日本人』第五号（明治21年6月3日）。

<sup>53)</sup> 無署名：「皇室典範」、『日本人』第7号、第26頁。

ず、能く正流に随ひて以て諸般の境遇に処すること」<sup>54)</sup>といい、世界に向かって開放の姿勢を強調し、世界の大勢に対する相互理解と協調も力説した。政教社の一員として三宅雪嶺においても、「自国の為に力を尽すは、世界の為に力を尽すなり、民種の特色を発揚するは人類の化育を裨補するなり、諸国と博愛と奚ぞ撞着すること有らん」<sup>55)</sup>と記して、文明の多様性を認め、多文化共生・共栄の思想を発露した。そもそも開化のあり方はそれぞれその国の国粹或いは国民性の多様性を認め、多様で多元的でなければならない。それで、自国の利益や民族の独自性の主張は必ずしも他国の利益や民族の独自性を否定したり、害したりするものではなく、それぞれの国・民族は、其の国民性（民族性）を十分に発揮することによって始めて人類文化の発展を達成することができる。日本人がまず日本人自身を知り、そのナショナリティに目覚めることもそのためである。それゆえ政教社の同人は欧化主義への対抗として登場したのであるが、西欧文明を否定するものではなかった。彼等にとって、問題になったのは西欧文明を取り入れるかどうかではなく、如何に取り入れるのかにある。志賀は「予輩は徹頭徹尾日本固有の旧分子を保存し旧元素を維持せんと欲する者に非ず、只泰西の開化を輸入し来るも、日本国粹なる胃官を以て之を消化し、日本なる身体に同化せしめんとする者也」と指摘して、西洋文化を自主的に咀嚼し、日本の血なり、肉なりに化する受容態度を取るべきだと主張していた。つまり、西洋文化が持つ適・不適、利・不利を十分考量した上で、取捨選択を決すべきだとする合理的態度は志賀らの主張である。

### 3. 国民主義の受容

国民主義とは明治中期新聞界巨峰の一人として、陸羯南が掲げた政治信条である。同時代のジャーナリストである鳥谷部春汀が陸羯南を「古処士の風

<sup>54)</sup> 明治文学全集 37, 松本三之介編：『政教社文学集』, 筑摩書房, 1980年, 第100頁。

<sup>55)</sup> 三宅雪嶺：『真善美日本人』「凡例」, 講談社, 1985年, 第10頁。

あり」と評し、彼の政治思想は中国儒教の基礎の上にドイツの国家主義を据えたものとする。「ゆえに彼の大臣責任論はあたかも支那の諫議大夫の弾劾に彷彿たり。……彼は貴族と平民を調和せんとし、行政的知識を以て勝る」<sup>56)</sup>とも評した。つまり、政治に非常な関心を寄せたのは陸羯南の本色であり、天性でもある。この外来の政治概念の「nationality」にも彼は自分なりの考えがある。彼が「nationality」を国民主義に訳した経緯は次のように説明した。

原語は団体、国情、国粹、国風等の国語に訳されたけれども、此等の国語は従来固有の意義ありて、言語の意味を尽くす能はず。原来『ナショナルリチー』とは国民（ネーション）なるものを基として他国民に対する独立特殊の性格を包括したるものなれば、暫く之を国民主義と訳せり。<sup>57)</sup>

つまり、「nationality」と言う言葉は明治知識人に国体、国風、国粹など様々な漢語に訳されたことがある。羯南の国民主義も福沢の国体或いはナショナルリチー及び志賀の国粹と同じ概念、即ち「nationality」に由来している。そして、「national character」との同義語として使われ、羯南は万世一系の国体を国粹と看做しており、「是れ蓋し大和民族が歴史上に於ける無二の名譽にして、亦以て国民的性格（ナショナルカラケテル）の在る所」<sup>58)</sup>と称揚してならなかった。羯南はここで言う国民的性格はナショナルカラケテル、即ち「national character」の訳語である。そういう意味で、国民主義は日本人の国民的性格の追求だと言えよう。

「nationality」或いは「national character」の訳語として、羯南の国民主義—国民的性格は「国民（ネーション）なるものを基として他国民に対する独立特殊の性格を包含したるもの」であり、国民的性格の発達を通して初めて「世界の文明に力を致す」という「最終の目的」が可能になる。羯南の国民主義は政治と文化、国家と社会と言う二元構造に内包されている。「国家」

<sup>56)</sup> 鳥谷部春汀：『明治人物評論・正』、博文館、1898年、第11頁。

<sup>57)</sup> 陸羯南著、西田長寿等編：『陸羯南全集』（第1巻）、みすず書房、1968年、第397頁。

<sup>58)</sup> 陸羯南著、西田長寿、植手通有編、『陸羯南全集』（第1巻）、前掲、第533頁。

は法律、制度、兵備、行政、租税、教育などの「政治上の生活」に、「社会」は文学、宗教、美術、技芸、風俗、家屋、衣服、儀式など「文化上の生活」に帰属しているとした。社会とは人々が共同生活を営む中で歴史的に形成した風俗・習慣・儀礼・道徳・感情・文芸など、伝統的で道徳的・情緒的・有機的な人間関係を中心とするものである。他国に対して、独自の文化を持つものとして、日本の法律・政治制度を押し付けることを諫言したのも、このような国民的性格・社会観によるものである<sup>59)</sup>。

従って、羯南は欧化論者と対抗的に、「今吾輩が非として論ずる所は此の極端なる西洋主義にあり其理由は他なし只此の西洋心酔を以て我国の利に非ずと信ずればなり」と指摘し、「吾人は西洋事物を只其西洋事物たるを以て採用せず日本の利益幸福なるが故に之を採用する者なり」<sup>60)</sup>、西洋文化を盲目的に崇拜せず、理性的且つ現実的に受け入れるべきだと主張した。『日本』を創刊する目的は日本の国民的特性、即ち日本の国民精神を回復するところにある。曰く：「『日本』は自揣らず此漂揺せる日本を救ひて安固なる日本と為さんことを期し先づ日本の一旦亡失せる「国民精神」を回復し且つ之を發揚せんことを以て自ら任ず」。そして、「『日本』は国民精神の回復發揚を自任すと雖も泰西文明の善美は之を知らざるにあらず其権利自由及平等の説は之を重んじ其哲学道義の理は之を敬し其風俗慣習も或る点は之を愛し特に理学經濟実業の事は最も之を欣慕す然れども之れを日本に採用するには其泰西事物の名あるを以てせずして只日本の利益及幸福に資するの実あるを以てす」<sup>61)</sup>と説明し、前述の国粹保存主義とほぼ同じように、羯南が何よりも問題としたのは西洋文明そのものではなく、その受容の仕方にあった。西洋文明の受容にあたって、日本の主体的態度を特に強く主張した。

羯南の国民主義の根本は国民の独立と統一ないし国民精神の回復と發揚で

<sup>59)</sup> 松本三之介：『明治思想における伝統と近代』、東京大学出版会、1996年、第228-230頁。

<sup>60)</sup> 陸羯南：「『日本』と云ふ表題」、明治22年2月。

<sup>61)</sup> 陸羯南：『日本』創刊の趣旨、明治22年2月。

ある。これを実現するために、羯南は西欧文明を検視しながら、自国の文化特色を深く考え、「欧州各国の文化は人民より起れり。而して日本の文化は常に皇室より起れり」<sup>62)</sup>と記し、皇室の存在を国民の文化・道義・社交の根幹と位置づけ、皇室と国民とは一心同体の関係を捉えた。そして、「其の典範は政治上に向てよりも寧ろ社交上に向て感化を及ぼすこと多し。吾輩はこの規定を以て政体上に於てよりも日本の社交上に頗る関係あるべしと信ずるものなり」<sup>63)</sup>と強調し、また神道を宗教と見なさずに、国の典礼ないし祭儀として受け入れ、重視した<sup>64)</sup>。

一方、羯南が西洋文明に関心を示したのは立憲制の受容である。「国民論派は立憲政体即ち代議政体を善良の政体なりと認むれども、その善政体たる所以は全く国民的統一をなすの便法たるを以てなり。他の政論派はみな曰く。代議政体は最も進歩せる政体なり。文明諸国において建つる所の文明政体なり。十九世紀の大勢に適應する自由政体なり。故に日本もこの大勢に應じて東洋的政体を変改すべしと」<sup>65)</sup>と述べ、立憲政体の長所を主張しながらも、目的はあくまでも「国民的独立と統一」の達成であり、立憲政体の受容が其の手段に過ぎないという羯南の考えは明らかである。このような羯南の立場は前述の国粹主義と同様、政府主導型欧化主義に対する反対立場を持ちながら、排外的・独善的な国家主義に陥ることなく、健全な批判精神と西洋文明の理念についての正確な理解とに支えられた健康なナショナリズムとしての性格を含めている。

#### 4. 日本主義者の受容

日本主義とは国粹主義と同じように、明治政府の欧化政策に対する反動と

<sup>62)</sup> 陸羯南著、西田長寿等編、「近時憲法考」、『近時政論考』付録、『陸羯南全集』（第1巻）、前掲、第20頁。

<sup>63)</sup> 陸羯南著、西田長寿、植手通有編、「近時憲法考」、『近時政論考』付録、前掲、第21頁。

<sup>64)</sup> 陸羯南著、西田長寿、植手通有編：『国風維持の要』、『日本』、明治25年3月7日、『陸羯南全集』（第3巻）、東京：みすず書房、1968-1985、第425-426頁。

<sup>65)</sup> 陸羯南：『近時政論考』、日本新聞社、1891年、第81-82頁。



して起こった国家主義思想の一つである。日本独自の伝統や文化のもつ精神を基礎として国家の繁栄を目指すという考えである。この名称は明治以降の急激な西洋化に反対した高山樗牛及び其の師井上哲次郎らによって創刊された雑誌『日本主義』に由来する。

井上哲次郎は東大を卒業して、ドイツ留学を志望したが、文部省の許可をもらえず、できなかった。加藤弘之の推薦で文部省編集局の仕事をしながら、東大文学部に助教として入籍した。また時の東京大学総理加藤弘之の文部省への交渉、参議院議長である伊藤博文への働きかけを経て、井上は遂にドイツ留学に成功した<sup>66)</sup>。1884年2月にドイツへ旅立ち、ライプツィヒ大学、ベルリン大学、ソルボンヌ大学、ベルリン大学付属東洋語学校講師などを経て、1890年10月に帰国するまで、6年間欧州に滞在した<sup>67)</sup>。ドイツ留学に行く前、井上は既に「nationality」と言う概念に関心を持ち、其の『哲学字彙』（1881年版）に「nationality」を載せ、「民情、国体」<sup>68)</sup>に対訳した。そして、1912年の第三版に其の訳語を更に「民情、国体、国粹、国籍」に訂正し、原語の「Lat.nationalis, national, pertaining to nation; Ger.Nationalität, Volkstum; Fr.Nationalité.」をもつけた<sup>69)</sup>。

西洋で、「nationality」の一番肝心な意味は国に帰属する意識で、明治によく言われる愛国心である。井上はこれを的確に捉え、その1891年の『勅語衍義』に「孝悌忠信、及び共同愛国ノ主義ハ、一日モ国家ニ欠クベカラザルコトニテ、時ノ古今ヲ論セズ、洋ノ東西ヲ問ハズ、凡ソ国家ヲ組織スル以上ハ、必ズ此主義ヲ実行スルモノナリ、我ガ邦人ノ如キモ、太古ヨリ以テ、未ダ曾テ一日モ孝悌忠信、及び共同愛国ノ精神ヲ放棄シタルコトナシ。」<sup>70)</sup>と

<sup>66)</sup> 今西順吉：「井上哲次郎の開拓的意義」、『印度学佛教学研究』第49巻第2号、平成13年3月、第21頁。

<sup>67)</sup> 真田治子：「井上哲次郎の欧州留学と『哲学字彙』第三版の多言語表記」、『埼玉学園大学紀要』（人間学部編）第7号、2007年、第3-4頁。

<sup>68)</sup> 井上哲次郎：『哲学字彙』、東京大学三学部、1881年、第31頁。

<sup>69)</sup> 井上哲次郎：『哲学字彙』、丸善株式会社、1912年、第100頁。

<sup>70)</sup> 井上哲次郎：『勅語衍義』、敬業社等、1891年、第3-4頁。

解釈した。

「日本主義」について、井上は「将来の宗教と日本主義」を題にして、「抑々日本主義は日本民族の自主的精神を發揮し、我邦人をして列国競争の間に於て其抛るべき方針を知らしむる所以なり、人は誰れしも国民の一分子にして、又同時に世界の一分子なり、日本主義は日本人が日本国民の一分子として取るべき方針を示すに過ぎず」<sup>71)</sup>と説明した。また、「日本主義とは何ぞや」を題にして、「日本主義」の主旨をより詳しく陳述していた。井上はその際の「日本主義」に対する曖昧な理解を指摘して、「日本の歴史的に發展して来た国體を基礎として、将来の發展を圖ると云ふ意味に解釋したならば、穩健ではありますか」<sup>72)</sup>と意味づけた。そして、井上は日本主義を狭隘なる意味のものと、濶大なる意味のものに分けて、歴史的に發展して来た国體に基づいて、一切外来の思想、文明等を容れない狭隘な日本主義は日本の為に甚だ不利であることを指摘して、外来の思想、文明等を拒絶しては、日本の将来の發展を期することが甚だ覺束ないと判断してきた。其の原因は唯だ過去の事實に拘泥して、次第に固陋頑愚となるだけであって、刷新の機運と言うものは見えないようになって来るからである。それで、井上は彼等の日本主義を狭隘なものに解釈され、困ったのである。彼は元來日本は外来の思想、文明等を容れて、之を消化して全く我が物と為して、發展し、又發展しつつあることを認識して、應神天皇の時に儒教が入り、中国の思想、文明の東漸であることと、又欽明帝の時に佛教が入り、印度の思想、文明の東漸であることを例にして、中国、印度の思想、文明等を探って、日本の國運の發展が出来てきた歴史を回顧してきた。そして、維新の際に日本はまた西洋の思想、文明等を探り入れることが出来、西洋の思想、文明等を取り入れたことこそが非常に日本の發展を助けたのである。以上の認識に基づいて、井上は日本主義を奉じて居る人が、どうか其日本主義を狭隘なる意味に

<sup>71)</sup> 井上哲次郎：『巽軒論文』（初集），富山房，1901年，第352-353頁。

<sup>72)</sup> 井上哲次郎：『論理と教育』，弘道館，1908年，第175-176頁。

解釋しないで、濶大なる意味に解釋してもらいたいと勧め、眞の日本主義を強く主張していた。

高山樗牛は1997年4月から博文館雑誌『太陽』主筆を務め、評論家として日本主義を鼓吹し、硯友社文学を排撃、国民文学を提唱した。1900年（明治33）6月、美学研究のため文部省留学生を命じられたが、洋行の送別会后、咯血して入院、療養生活を余儀なくされた<sup>73)</sup>。

高山は日本主義を「日本主義とは日本国民の守るべき主義と云ふ義なり。精しくは国体民性に基き、皇祖建国の丕図を体認して其国家的大理想と国民的大抱負とを實現せむことを期する所の実践道德の主義を謂ふ。」<sup>74)</sup>と定義する。直接的に「nationality」という概念に触れなかったが、それに当てられた「国体」、「民性」という意味を新しくされた漢語及びそこから翻訳された「国粹」、「国性」、「国民性」、「国民精神」、「国家主義」等という新和製漢語を彼の著作に多用していた。

彼は「明治思想の変遷」に「其の外部の生活を洋にするのみならず、國體も、民心も、出来得るならば、其の髪をも、眼をも、皮膚をも洋にせむとするにあり。」また、「横濱は夙に互市場なりければ、外人崇拜の風も最も早く行はれたるべく、之に反して全國是の風潮に靡きしは、明治十年近くにありしも亦怪しむに足らず。当時の國民は、外を容るゝに急にして内を顧みるに遑無く、遂に全く我がを抛却して偏へに外物を尊びしも、一國思想の發達上已むを得ざる一階段なりと謂ふべし。」「所謂民選議院設立の趣旨と称するものは、今日より見れば誠に單純幼稚なる思想にして、所詮は欧米各國の政體の美に幻惑し、民約論的思想を以て是れを解釋し、是れを我邦に施さむと力めたるものに過ぎず。我が國體民性の特質、歴史、及び當世の現勢に就ては殆ど顧みる所無し。」<sup>75)</sup>と当時の西洋主義、欧化主義を強く批判した。

<sup>73)</sup> 藤田昌志：「高山樗牛の日本論・中国論」，日本比較文化学会，『比較文化研究』，2012年3月31日，第16頁。

<sup>74)</sup> 高山樗牛：『増補縮刷樗牛全集』（第4巻），博文館，1929年，第254頁。

<sup>75)</sup> 高山樗牛，前掲，第228-231頁。

また、「國粹保存主義は、決して二三氏の創意に興りたるものに非ずして、維新以来、歐化主義の為に多年の屈辱を忍びたる國民精神の自然の發露なりとすれば、根柢たる國民の精神にして衰へず渝らざる限りは、依然として其の勢力を保持すべし。」<sup>76)</sup>と國粹主義の反歐化思想を礼賛した。また、「遮莫、教育勅語一たび下りてより、従來の國粹保存主義が一轉して國家主義の思想となり、益々其の全捷の途を急ぎしには反して、自由平等を言ふこと厚くして忠君愛國を説くこと薄かりし従來の歐化主義は、今や其の所信を枉げ、詔勅の示し給へる國家主義の道德に調攝せざるべからず。」<sup>77)</sup>と國粹主義の転向を指摘した。そして、「日本主義の新運動は、茲に述べたる如く、國體と民性とに基けるが故に、差當り其の攻撃の衝に當りたるものは、基督教、佛教にして、儒教、獨逸風の形而上学、及び佛蘭西派の自由主義も亦多少排斥せられたり。而して他方に於ては、獨逸流の國家主義と英吉利流の功利論とは、大體より歓迎せられたり。」<sup>78)</sup>と日本主義の源流を明らかにし、「日本主義論者の國家論の根柢は、飽く迄我國の歴史に本づくものにして、只々其の性の近き所に従つて彼邦の説を参照したるに過ぎざるなり。次に英吉利の功利論の歓迎せられたるも、そが我が國民性の現世主義と近ければなるべし。」<sup>79)</sup>と日本國民性の内外融合性を論じた。しかも、「日本主義の運動は決して一二人の創意に成るものにあらずして、實に深遠なる根據を國民性の中に有するものなり。……(中略)皇學的思想は、其の本を糺せば本邦史と共に初まり、物部守屋の排佛論となり、和氣清麻呂の忠節となり、菅原道真の和魂漢才論となり……」<sup>80)</sup>と日本國民性、即ち近代民族國家意識の發露を日本歴史上の皇學思想と関連付けた。

要するに、樗牛の日本主義とは「國民的特性における自主獨立の精神に

<sup>76)</sup> 高山樗牛、前掲、第240頁。

<sup>77)</sup> 高山樗牛、前掲、第243頁。

<sup>78)</sup> 高山樗牛、前掲、第255-256頁。

<sup>79)</sup> 高山樗牛、前掲、第257頁。

<sup>80)</sup> 高山樗牛、前掲、第259頁。

据りて、建国当初の抱負を發揮せむことを目的とする所の道徳的原理」であり、「国祖を崇拜して常に建国の抱負を奉体せむことを務む」<sup>81)</sup>るものである。また、典型的な文化民族主義或いは自民族中心主義と言っても差支えがないし、樗牛なりの国家主義だとも言えるだろう。

日清戦争以前に、鹿鳴館時代の欧化主義政策に反対して三宅雪嶺や志賀重昂が国粹保存主義を主張した。樗牛は雪嶺らの国粹保存主義は「漫然と国粹を呼ぶ」だけで単なる「外来勢力の抑圧への「反動」であり、「自らの依りて以て存在し、發達し得る所の諸般の制約に就いては、未だ一も思料する所」なく、「其の言ふ所」は全く「抽象的」で「形式的」であると言ひ、日本主義は日清戦争後に現われた「国民的意識の自覚」を代表し、「国体の維持」と「民性の満足」とを以て「国家の独立、国民の幸福を保全し得べき二大制約」<sup>82)</sup>であるとする点で、国粹保存主義と異なると述べた。

## 5. 終わりに

ナショナリティ（nationality）という概念は近代の西洋に起源し、近代民族国家づくりにおいて、最も重要なキーワードになった。英、仏を代表にして、より早く民族国家づくりに成功した国々では政治民主、個人自由の立場から「nationality」を解説したが、後発型民族国家の典型である独逸は英、仏のような制度的な優勢が無く、民族国家の統合を実現するために、民族全体に共有される文化的な核、即ち国民性・民族性・民族精神を大切にし、大いに民族文化をアピールして、国民統合をかなえ、民族国家の基盤を建てた<sup>83)</sup>。

同じ後発型民族国家の日本は明治維新から積極的に西洋の政治思想を取り

<sup>81)</sup> 高山樗牛：「日本主義」、『改訂注釈樗牛全集』（第4巻）、日本図書センター、1980年、第327、334頁。

<sup>82)</sup> 高山樗牛：「国粹主義と日本主義」、『改訂注釈樗牛全集』（第4巻）、日本図書センター、1980年、第412頁。

<sup>83)</sup> 吉野耕作：『文化ナショナリズムの社会学』、名古屋大学出版会、1997年、第81-95頁。

入れ、特に「nationality」という概念を巡って、長期間にわたり、多人数の学者、思想家、政治家が加入して議論した。その結果、「nationality」についての訳語が20語ぐらいにのぼっている。所謂「民主主義」或いは「民権主義」、「国粹主義」、「国民主義」、「国家主義」、「日本主義」はすべてこの「nationality」を日本語化した言葉である。そして、各派は其の政治理念を主張したとき、「民性」、「国民気風」、「国民性」、「国性」、「国民精神」、「国粹」、「国体」などの言葉を併用してきたが、皆近代民族国家への強い関心や情熱を示し、最後に「国家主義」に歩んできた<sup>84)</sup>。明治時期の知識人は正に「nationality」という概念を深く考え、よく議論したからこそ、日本の伝統文化を守りながら、近代的な西洋文明を取り入れ、東西文化を融合した上、アジアで第一の近代的民族国家を成し遂げたのである。

### 主要参考文献

1. 庄宣寛、陳学恂：《民族性与教育》，商務印書館，1938年。
2. ス邁爾斯著，中村正直訳：『西国立志編』，木平愛二等，1876年。
3. Smiles S: SELF-HELP, LONDON:JOHN MURRAY, ALBEMARLE STREET, W.1905.
4. Johann Caspar Bluntschli: *Allgemeines staatsrecht geschichtlich begründet*, Cotta'schen Buchhandlung, 1863.
5. ブルンチュリ著，加藤弘之譯：『國法汎論』，文部省，1872年。
6. 福沢諭吉著：『文明論之概略』，1875年。
7. 吉野耕作：『文化ナショナリズムの社会学』，名古屋大学出版会，1997年。
8. 松本三之介：『明治思想史』，新耀社，1996年。
9. 高山樗牛：『改訂注釈樗牛全集』第4巻，日本図書センター，1980年。
10. 井上哲次郎：『論理と教育』，弘道館，1908年。
11. 井上哲次郎：『国民道德概論』，三省堂、1912年。
12. 陸羯南著，西田長寿、植手通有編：『陸羯南全集』，みすず書房，1968年。
13. 志賀重昂：『志賀重昂全集』第3巻，志賀重昂全集刊行会，1927年。

<sup>84)</sup> 松本三之介：『明治精神の構造』，岩波書店，2012年，第14-18頁。

14. 安西敏三：『福沢諭吉と自由主義』，慶応義塾大学出版会，2007 年。

**執筆者紹介**：李冬松，本学語学教育研究所客員研究員，中国暨南大学外国語学院日本語科講師，中国厦門大学中国文化史博士課程修了。本稿は暨南大学第十九回教学改革研究プログラム—本科課程特設プログラム（JG2017064）の助成金によって、完成したものである。